

## 小委員会交渉の概要

交渉日：令和3年4月23日（金）14時10分

場 所：第一本庁舎内会議室

出席者：当 局 人事部長（労務担当部長兼務）、制度企画課長  
都労連 副執行委員長、書記長、法対部長

事項	組合主張	当局主張
2021年夏季一時金に関する要求について	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「2021年夏季一時金に関する要求書」を提出</li> <li>○再任用職員・会計年度任用職員を含め、全ての職員に対して、夏季一時金2.5月分を6月30日までに全額期末手当で支給することを要求</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「2021年夏季一時金に関する要求書」、「2021年一時金の『支給対象・割合・加算制度』の改善に関する要求書」及び「2021年夏季休暇の改善要求書」を受領</li> <li>○要求については真摯に受け止めるが、諸般の情勢を十分考慮しながら、慎重に検討していくことが必要</li> </ul>
2021年一時金の「支給対象・割合・加算制度」の改善に関する要求について	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「2021年一時金の『支給対象・割合・加算制度』の改善に関する要求書」を提出</li> <li>○育児休業などの制度利用に伴って一時金が減額されてしまう育児・介護の事情を抱える職員にとって切実な要求</li> </ul>	
2021年夏季休暇の改善要求について	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「2021年夏季休暇の改善要求書」を提出</li> <li>○職員のワーク・ライフ・バランスの実現のためには、超過勤務の縮減、休暇制度の改善と併せて、年休の完全取得の取組や夏季休暇の日数増の実現による総労働時間の短縮が必要</li> <li>○全ての職場で夏季休暇の完全取得と計画的な連続取得ができるようにするとともに、単年度ごとではなく恒常的に取得期間を拡大すること、そして会計年度任用職員を含め全ての職員の夏季休暇の日数増を行うことを要求</li> </ul>	
定年引上げについて	<ul style="list-style-type: none"> <li>○60歳を超えた職員の賃金水準の引下げには反対であるとの都労連の基本的な立場を表明するとともに、再任用職員の賃金水準の抜本引上げの実現を強く要求</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○引き続き、国会における法案審議の動向にも注視しつつ、都の実態に即した制度の検討を継続</li> </ul>